

近鉄郡山駅前広場等整備デザイン検討業務委託 仕様書

1.業務目的

近鉄郡山駅周辺地区は、人口集積、通勤・通学利用等の面からも大きなポテンシャルを有しているが、現代のライフスタイルに合った機能、サービスの不足など、市の中心としての機能が充足しているとはいえない状況にある。特に、主要駅である近鉄郡山駅とバスロータリーに接続性がなく、駅前にまとまった公共空間がないため、今後も本市で最も人口集積が期待できる中心市街地での「交通結節性」と「にぎわいづくり」において、大きな課題を抱えている。

そこで、これらの課題解決のため、平成26年度に「奈良県と大和郡山市とのまちづくりに関する包括協定」を締結し、市民や地元団体等の意見反映を目的に開催したワークショップの結果と、学識専門家からのアドバイザーレビュー等を踏まえ、まちづくりの基本方針や取り組むべき事業について、①人が集まり、②回遊しやすく、③歩きやすい仕組みづくり、④官民連携の仕組みをつくるため、近鉄郡山駅の移設を柱とするまちづくりの基本計画をとりまとめた。

本業務では、過年度の各種調査結果や近鉄郡山駅及び周辺地区の再整備計画を踏まえて、人中心の駅前広場のあり方を検討することで、「大和郡山ならではの」ウォークアブルなパブリック空間を創り上げ、本市の中心市街地である「城下町エリア」にゆとりとにぎわいを創出することを目的とする。

○近鉄郡山駅前広場整備の方向性

①駅周辺に人が集まる仕掛けづくり

- ・日常的に人々が集い、定期的にイベントが開催できる駅前広場
- ・駐車、駐輪スペースの適正配置により、交流する場の利便性、安全性を確保

②地区を回遊させる仕組みづくり

- ・金魚や歴史的なまちなみ等のまちの地域資源の活用
- ・郡山ならではの個性を活かしたイベントや文化活動の展開

③安全安心に歩ける環境づくり

- ・地区内への通過交通等の自動車流入の抑制
- ・自動車交通ネットワークの見直しにより歩行者の安全確保、歩きやすさの実現

④官民連携のまちづくり

- ・民が主役・官民連携のまちづくりの推進
- ・駅前広場での賑わい創出

○近鉄郡山駅周辺整備事業の今後の進め方のイメージ

令和6年から令和7年：基本設計、実施設計

令和8年から令和9年：駅前駐車場の再整備、新駅整備にむけての仮設工事

令和10年から令和12年：新しい近鉄郡山駅舎の建設、自由通路・デッキを整備し、完成後に先行して使用開始予定

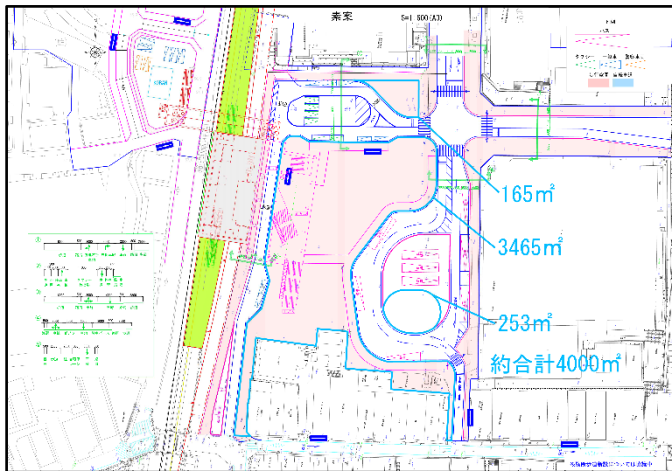
令和13年から令和14年：駅前広場・バスロータリー現駅舎跡地を整備し、グランドオープン予定

2. 業務対象

(1)対象区域

本業務の検討対象区域は下図のとおりとする。

図 1



(2)対象区域(施設)詳細

近鉄郡山駅前広場: A=約 4000 m²

3. 業務内容

(1)デザインコンセプト及び基本構想の検討

①計画準備

業務に関連する既存調査データ及び既存計画等を収集・整理するとともに、業務実施にあたっての技術的方針やスケジュールの検討など、業務全体計画を立案する。

②現況整理

民間プレイヤーの活動状況等を理解、把握する。

③近鉄郡山駅前広場におけるデザインコンセプトの検討

近鉄郡山駅前広場の整備方針を決定するために、「近鉄郡山駅前広場整備の方向性」や既存計画、さらには「城下町エリア」で進めているリノベーションまちづくりやその他のプロジェクト等の施策を踏まえて、人が中心のウォーカブルなまちの形成や「城下町エリア」全体への価値の波及において、駅前広場が果たすべき役割を明確にしたうえで、駅前広場周辺を含めたエリアの将来像とデザインコンセプトを検討する。

④ゾーニング及び整備後の使われ方の想定

デザインコンセプトを踏まえ、近鉄郡山駅前広場の管理・運営を見据えたゾーニング及び管理運営スキームの想定を行う。

⑤必要機能、施設の検討

使われ方の想定に基づき、近鉄郡山駅前広場における必要な機能・施設の検討を行う。

【検討対象】

- ・駅前広場
- ・シェルター(デザインを含む)

- ・ペDESTリアンデッキ全体の空間の有効活用(建築物の外観に関するデザインを含む)
- ・にぎわい創出施設
- ・歩行者誘導サインのデザイン方針
- ・その他、駅まち空間の構成に必要な要素や機能・規模について

(2)デザインに関する意見交換会の開催

デザインコンセプトとゾーニングについて、今後駅前広場を使い、関わる人が想定される人から意見を聞く機会を設けること。

(3)報告書の作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

(4)打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、中間時4回、成果品納入時の計6回を予定しており、業務着手時及び成果品納入時には原則デザイン管理者または管理技術者が立ち会うものとする。協議内容については速やかに協議記録を作成し、相互確認の上、発注者に提出する。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により、随時打ち合わせの場を設けるものとする。

4. 業務上の留意事項

(1)連絡・調整体制

本市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。また、本市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

(2)資料の提供等

本業務実施にあたり必要な資料等は、本市が受託者に提供するものとする。

- ・近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画(令和元年7月)
- ・近鉄郡山駅舎の外観デザインのイメージパース
- ・大和郡山城下町エリアリノベーションまちづくり戦略(令和3年3月)
- ・大和郡山市リノベーションまちづくりパンフレット(令和5年8月)
- ・その他関連計画及び報告書

(3)個人情報の保護・秘密保持

- ①業務の実施における個人情報等の取扱いについては、大和郡山市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。
- ②業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間の終了または解除後も同様とする。

- ③成果品(業務の過程で得られた記録等を含む。)を大和郡山市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ④業務の遂行のために大和郡山市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- ⑤大和郡山市は、いつでも受託者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。大和郡山市が受託者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受託者は大和郡山市に協力しなければならない。

(4)再委託の禁止

- ①本業務の受託者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできない。本業務の一部を再委託しようとする場合は、書面にて、事前に再委託業務範囲、内容及び第三者の業務者名を明記し、大和郡山市に提示し、承認を得ること。また、承認の際に第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
- ②再委託の範囲及び内容は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- ③再委託する場合、第三者も受託者と同等の責任を負う。

(5)準拠法令

本業務は、本仕様書による他、以下に掲げる上位計画、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。

- ①大和郡山市第4次総合計画
- ②大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ③第3次大和郡山市都市計画マスタープラン
- ④大和郡山市立地適正化計画
- ⑤大和郡山市総合交通戦略
- ⑥大和郡山市契約規則
- ⑦大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑧大和郡山市情報セキュリティ基本方針
- ⑨大和郡山市情報セキュリティ対策基準
- ⑩その他関係法令及び通達等並びに大和郡山市条例及び規則等

5. 成果品及び提出書類

本業務の成果品として、都市建設部まちづくり戦略課に以下を提出すること。

- | | |
|----------------------|----|
| ・最終報告書(A4版チューブファイル) | 4部 |
| ・各種協議記録 | 1式 |
| ・イメージパース又はイメージスケッチ | 1式 |
| ・その他、業務上作成した図表及び資料 | 1式 |
| ・上記資料の電子データ(ハードディスク) | 1式 |